

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 2 月 定 例 会 ——

平成27年2月13日（金）

開催日時 平成27年2月13日（金） 午後2時00分～午後4時29分

開催場所 505会議室

出席委員 森井良子 委員長

山田大輔 委員長職務代理者

高槻成紀 委員

三町章 委員

関口徹夫 教育長

説明のための出席者 有川知樹 教育部長

高橋亨 教育部理事兼指導課長

松原悦子 教育部理事（生涯学習・体育・図書館）

滝澤文夫 教育庶務課長

坂本伸之 学務課長

小松正典 学務課長補佐

板谷扇一郎 学校給食センター所長

森田恒明 指導課長補佐

相澤良子 生涯学習推進課長

小島淳生 体育課長

屋敷元信 中央公民館長

湯沢瑞彦 中央図書館長

小林邦子 教育部参事

志村安 指導主事

書記 宮崎淳 教育庶務課長補佐、根岸玄 教育庶務課主事

傍聴者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○森井委員長

ただいまから教育委員会2月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○森井委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は山田委員長職務代理者及び私、森井でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（８）及び、議案第６７号から第７２号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○森井委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○森井委員長

はじめに、委員報告事項を行います。

委員報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会研修会について。山田委員長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○山田委員長職務代理者

東京都市町村教育委員会連合会研修会につきまして、私から報告いたします。

先般２月５日、木曜日に東京自治会館講堂で平成２６年度東京都市町村教育委員会連合会研修会が開催され、森井委員長、高槻委員、三町委員、関口教育長、随員の宮崎教育庶務課長補佐、そして私、山田の６名で出席してまいりました。

今回の研修の対象者は各市町村教育委員会委員、公立小・中学校長及び副校長、指導主事、事務局職員で、小平市からも花小金井小学校の橋本校長、学園東小学校の山田校長の２名の校長が参加されておりました。

資料No.1をご覧ください。

今回の研修会のテーマは「日本社会の変容と教育の課題」と題し、東京大学大学院教育学研究科教授の本田由紀氏による講演でした。

本田氏は教育、仕事、家族という三つの社会領域間の関係に関する実証研究を行っており、今回の研修内容もその研究に沿ったもので、戦後の社会構造から見る仕事・家族・教育・政府の結びつきを戦後日本型循環モデルとして捉え、そのモデルがオイルショックやバブル崩壊により破綻を来し、その対処の方向性として、新たな循環モデルを提唱するというものでした。

本田氏の多角的に調べ上げた膨大なデータ検証により裏づけされた見解は見事で、最初に話をされた戦後日本社会の変化と二つの世代と名づけられたグラフ一つをとっても、その指標として、生活保護世帯数、完全失業者数、大学・短大進学率、製造従事者比率、専門・管理・事務従事者

比率、販売サービス従事者比率、男性30～34歳未婚率、貯蓄非保有世帯比率、非正規雇用者比率の九つのデータが示され、一方で戦後の日本をオイルショック前の理想の時代、そこからバブル崩壊前までの虚構の時代、そしてバブル崩壊後の不可能性の時代、と三つの時代に区切っており、その時代の変化と九つのデータの関連が一目で見てとれるといったものでした。

また、教育と仕事の現状として経済が教育にも大きく左右するといった見解も示され、現在は人間力が高いか低いかなど、抽象的な縦の物差しを基準として、子どもたちの能力が評価される縦型の社会であるが、そうではなく、全ての子どもの居場所と出番を確保するための水平型の社会に変える必要があるともおっしゃっていました。

戦後敗戦により変化した社会情勢や教育現場は徐々に自己中心的な考えを蔓延させ、日本のアイデンティティである公の心が損なわれてきてしまっている現状を打破するには、教育についてうわべだけではない本来の目的や質を変える、または再認識することが今後の大きな対処法であると私なりに解釈を固めたところです。

今回の講演は、今後日本の社会や教育のあり方の方向性を考える一つのよいきっかけになると感じております。

(教育長報告事項)

○森井委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項(1)小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項(1)小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

本件は、上水新町及びその周辺における、宅地開発や都市計画道路の整備に伴う土地利用や交通動線の変化を踏まえて、通学の安全性・利便性を図るため、小平第一小学校の通学区域の一部に、小平第十二小学校も選択可能な調整区域を設けるものでございます。

詳細につきましては、坂本学務課長から説明させます。

○坂本学務課長

それでは、ご説明をいたします。

はじめに資料No.2の裏面をご覧ください。こちらの地図でございしますが、小平第一小学校と小平第十二小学校の通学区域を太線で囲んだ図でございします。

右側の①は第一小学校、左側の②は第十二小学校の通学区域となります。このたび設けます調整区域は地図の中央やや下の斜線部分、上水本町二丁目の一部、3番から19番までの区域でござ

ざいます。

調整区域の境界は、北側は玉川上水の南側、西側は現行の通学区域の境界であります上水新町二丁目2番と3番の間となります。南側は国分寺市との境界、東側は東京創価小学校及び創価学園グラウンドの西端まででございます。指定学校を小平第一小学校、選択可能学校を小平第十二小学校といたします。

当該区域でございますが、小平第一小学校の通学区域であり、通学路は一般的には点線で示した玉川上水緑道、たかの台駅前、たかの街道、一小通りを経由するルートが利用されております。学校までは2キロメートル前後の行程で、通学に片道30分から40分を要する地域であり、市内の小学校の通学区域としては最も遠い部類となっております。

次に資料の1枚目表面をご覧ください。

2の設定の理由でございます。当該区域が通学に時間を要する地域であることは、ただいま申し上げたとおりでございます。また、当該区域内の上水新町二丁目4番の旧朝鮮大学校グラウンド跡地に、全65区画の宅地開発が行われ、同7番、8番にも10区画ほどの宅地開発が行われており、これらの住宅の入居者が小学校に通うことも予想されております。

他方、都市計画道路小平3・4・23号線の整備に伴い、今月上旬からは玉川上水との交差点の橋梁の歩道部分が仮開放され、歩行者の南北の往来が可能となりました。

このように、当該区域及びその周辺における土地利用や交通動線の変化があることから、通学の安全性・利便性の確保を図るため、当該地域を調整区域とし、小平第十二小学校を選択できる地域とするものでございます。なお、この調整区域の設定による、小平第十二小学校の普通教室等の施設面への影響は、今後の教育人口推計からは特段ございません。

4の対象者でございますが、当該区域で平成27年4月以降に小学校に入学する児童及び施行期日の27年1月28日以降に転入・転居してくる児童でございます。

市民の方への周知は市のホームページのほか、市報3月5日号、そして教育委員会だより3月15日号で行ってまいりますが、該当する児童の保護者、学校など、関係者の方へは既に個別に連絡を行っているところでございます。

○森井委員長

教育長報告事項(2)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項(2)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

平成27年2月12日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で14校、延べ35学級、中学校で4校、延べ22学級でございます。

各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続きインフルエンザ

の予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

○森井委員長

教育長報告事項（3）小平市特別支援教育総合推進計画後期計画検討委員会設置要綱の制定について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（3）小平市特別支援教育総合推進計画後期計画検討委員会設置要綱の制定についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

小平市特別支援教育総合推進計画後期計画につきましては、12月の教育委員会定例会で策定方針についてご報告したところでございます。

平成27年4月からの後期計画策定に向け、このたび検討委員会設置要綱を策定し、委員会を立ち上げることといたしましたので、ご報告いたします。

詳細につきましては、小林教育部参事から説明させます。

○小林教育部参事

設置要綱の概要をご覧ください。

本要綱は、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した特別支援教育を推進する小平市特別支援教育総合推進計画後期計画を策定するために、学識経験者、障がい児関係団体、関係機関等の当事者や専門家の意見を取り入れ、総合的に計画を検討する委員会を設置するためのものがございます。

2の検討する主な内容ですが、設置要綱第2条のとおり、後期計画の素案及び計画案に関すること。その他、後期計画の策定に関し必要な事項についてでございます。

3の委員会の構成ですが、20人以内をもって構成し、構成の内訳は前期計画策定の検討委員会を踏襲しております。このことは、第3条に示しております。

4の事務局等ですが、第9条のとおり、庶務は教育部が行います。また、特別支援教育総合推進計画は教育部、次世代育成部、健康福祉部が連携して推進しておりますので、後期計画の策定も3部の連携のもと、進めてまいります。

なお、資料には平成27年4月からの組織名称を掲載いたしました。

今後の予定でございますが、3月に委員公募、選考を行い、平成27年5月から5回にわたり、検討委員会を開催いたします。委員会の設置は平成28年3月31日までとし、3月中に計画を策定いたします。

○森井委員長

教育長報告事項（4）小平市民総合体育館の臨時休館について。関口教育長からご説明をお願い

いたします。

○関口教育長

教育長報告事項（４）小平市民総合体育館の臨時休館についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

今回の臨時休館でございますが、組織改正及び指定管理者制度の導入に伴う準備のため、休館するものでございます。

臨時休館日でございますが、3月31日、火曜日を予定しております。

市民への広報につきましては、市報3月5日号、市ホームページ、及び公共施設予約システムに掲載するほか、館内の掲示により周知を図ってまいります。

○森井委員長

教育長報告事項（５）寄附の受領について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（５）寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

〔Ⅰ〕は、平櫛田中作「気楽坊」及び棟方志功作「瘋癲老人日記」2点を、平櫛弘子様より、小平市平櫛田中彫刻美術館への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、電子ピアノ1台を、匿名希望の個人様より、小平第七小学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

○森井委員長

教育長報告事項（６）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（６）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長から説明させます。

○滝澤教育庶務課長

本日報告いたしますのは6件でございます。うち新規申請は1件でございます。

受付番号（74）三味線教室は、学び舎江戸東京ユネスコクラブが主催する日本の伝統文化を体験するという事業でございます。

その他の5件はいずれも例年、もしくは過去にも承認しているものでございます。

○森井委員長

教育長報告事項（7）事故報告Ⅰ（1月分）について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（7）事故報告Ⅰ（1月分）についてを報告いたします。

1月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.8のとおりでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

それでは事故報告Ⅰ、1月分について、ご報告をいたします。

交通事故は管理下、管理外ともに0件でした。

中段をご覧ください。一般事故の件数は管理下で小学校4件、中学校3件、管理外の事故は小・中学校ともに0件でした。

項目別状況ですが、小学校では休み時間・放課後等で1件、授業中に3件です。中学校では授業中に2件、行事等で1件です。

1月は、小中あわせて合計7件になります。昨年度1月の一般事故は小・中学校あわせて9件ございました。今年度は小・中学校あわせて7件と2件減っております。

それでは、小学校の授業中の事故の②、中学校の授業中の事故⑥、行事等の事故⑦について、ご報告いたします。

まず、小学校の授業中の事故②です。1月20日、火曜日のことです。当該児童は牛乳のアレルギーがありますが、家庭でも少しずつ飲んでおり、学校においても給食に出される乳酸飲料は飲んでおりました。また、これまで異常は見られませんでした。当日は給食のクリームパスタと乳酸飲料を摂取いたしました。当該児童は、昼休みは校庭で遊び、清掃活動も通常どおり行っておりましたが、5校時開始の午後1時35分ごろに目に違和感を覚えました。授業をそのまま受けました。しかし、14時10分後ごろに担任に目の痛みを訴え、保健室に行ったものでございます。

養護教諭はアナフィラキシーの状況と考え、すぐに管理職と保護者に連絡をいたしました。校長はこの1月から運用が開始されたホットラインの使用を養護教諭に指示、養護教諭は14時20分に昭和病院の医師と連絡をとりました。ホットラインの医師の指示で、救急車を要請し、養護教諭とともに病院に向かいました。また、保護者は直接病院に向かいました。病院では症状を和らげる薬を処方され、児童は夕方には帰宅をいたしました。

学校ではアレルギー対応の流れを教職員に再度確認するとともに、現在、児童の様子を十分に見ながら給食の対応につきましては、学校と保護者とで話し合いをしているところでございます。

次に、中学校の授業中の事故⑥です。1月20日、火曜日の午前11時25分ごろ、当該生徒は体育のソフトボールの授業中にティーバッティングをするため、前のバッターの側で待っていました。安全指導として、教諭からの指示で3メートル以上離れて右側で待つルールでしたが、当該生徒は落ちていたボールを拾いに行き、その際ティーバッティングをしていた生徒のバッドが右側頭部に当たったものです。

指導していた教諭がすぐに気がつき、生徒の状況を確認いたしました。生徒に意識はあり、歩行もできたものの、頭部に出血があったので、すぐに保健室に連れていき、養護教諭に傷を見せるとともに管理職に報告をいたしました。また保護者に連絡をして、かかりつけの医者を確認いたしました。

養護教諭はタクシーで当該生徒を病院に搬送しました。11時55分に病院に到着、12時30分までに4針縫う処置を行いました。医師は縫合した傷の安定を待って、CTをとることにいたしました。一刻も早くという保護者に意向で他の病院に移りCTをとりました。結果、異常は認められませんでした。また、5日後のスキー教室にも参加が可能だという医師の判断でした。学校では学年と体育課の教員で情報等を共有、スキー教室も様子をよく見ながら引率し、特に変わった様子はありませんでした。

最後に、中学校の行事等の事故⑦です。1月23日、金曜日、午前9時40分ごろ、スキー教室の3日目の練習が始まり、ゲレンデの中腹で講習を行っている時のことです。当該生徒はスキーの板がもつれて転倒し、深雪に突っ込みました。身動きがとれないところをインストラクターに助けられ、すぐにリフト乗り場まで降ろされました。その後、パトロール車で宿舎に戻りました。

インストラクターから校長、担任、養護教諭に状況の説明があり、養護教諭が足の処置を行うとともに、担任から保護者に連絡を入れました。帰校後に保護者には迎えに来ていただきましたので、そのまま病院で診察を受けました。診断の結果、骨には異常はなく、左足の内側のじん帯が伸びているとの診断でした。けがが治るまで学校ではエレベーターを使わせるなど、無理のないように配慮をいたしているところでございます。

○森井委員長

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員長職務代理者

教育長報告事項（3）小平市特別支援教育総合推進計画後期計画検討委員会設置要綱の制定について、質問させていただきます。

委員会の構成で最後に公募による市民8人以内とありますが、市民公募に当たり、選考の基準などがございましたら、教えていただきたいと思います。

○小林教育部参事

市民公募についてですが、「特別な支援が必要な子どもに対する小平市の取組についての私の考え」をテーマに、作文を書いていただきまして、それを基に市民公募の委員を選考してまいります。

○山田委員長職務代理者

ありがとうございます。

○高槻委員

事故報告Ⅰの③の状況がよくわからないのですが、椅子に座ろうとして、椅子が動いてしまって仰向きに倒れたということでしょうか。

○高橋教育部理事

国語の授業中だったのですが、黒板に片仮名ボードというボードを設置して、それを見せるために児童が椅子を黒板近くに移動させて、それで改めて自分の椅子に座るといような状況でした。その際に、少し椅子がずれていたのだと思いますが、うまく座れず、仰向けに転倒していたということでございます。

○高槻委員

貧血などではなくて、椅子の位置が思っていたところと違っていたみたいなことですね。

○高橋教育部理事

そのとおりでございます。

○山田委員長職務代理者

同じく事故報告Ⅰの①と⑤でお伺いさせていただきますが、こちらに関してははじめの疑いなどはございませんでしょうか。①は友達に押されてということ、⑤は友達が投げたバットということですが、バットって投げないものという認識があるものですから、一応確認のために教えてください。

○高橋教育部理事

まず①ですが、これははじめということはありません。バスケットボールの場所の取り合いのために慌てて子どもたちが走っていたときに、故意ではないのですが、押すような形になってしまって、押された児童が扉横の壁に顔をぶつけたというものでございます。

それから⑤でございますが、バッターが打って、一塁に走るときに放り投げたバットが当たったということでございますので、これも意図的なものではございません。

○山田委員長職務代理者

ありがとうございます。

○三町委員

質問が2つです。1つは資料No.2の指定校変更と区域外就学に関する審査基準に関わることで、設定の理由はよくわかりました。柔軟に対応する必要があるのだと思います。

そこで、質問なのですが、この地域はもともと一小との距離が非常に遠かったということです。このことについて、例えば十二小のほうに指定校変更ができないのかという要望は過去になかったのかを教えてくださいたいのが1点です。

2点目は、特別支援の関連で委員会の設置についてですが、これは内容そのものもよりも今後の予定の中で5月、6月、7月、9月と、素案の検討をして、2月に最終案確認ということで、間があいているのは、やはりここでパブリックコメントをとった上で事務局のほうで整理するための時間なのでしょうか、そのことを少し教えてくださいたいと思います。

○坂本学務課長

まず、調整区域の関係でございますが、事務局としてもこの地域が市の中で比較的遠い地域であるということは認識してございました。ただ、過去にこれが要望として挙がってきていたとの認識はしていないところでございます。今回につきましては周囲の状況の変化、特に都市計画道路の橋が渡れるようになったことによる状況の変化を踏まえて、調整区域の設置を考えてきたところでございます。

○小林教育部参事

特別支援後期計画の9月から2月までの期間についてですが、9月に素案の検討を行った後、11月くらいからパブリックコメントをとり、その意見も反映させ修正することを考えておりますので、このような計画となっております。

○三町委員

わかりました。

○森井委員長

私からはインフルエンザの発生状況のところで、花小金井南中学校の1、2年生が同じ時期に学年閉鎖のような形になっておりますが、その状況について、わかっていることがありましたら、教えてくださいたいと思います。

○坂本学務課長

12月22日ということでございますが、この時期の状況については資料が手元にございませ

ん。ただ、例年中学校ですと1月くらいから学級閉鎖が増えてくというように認識しているところでございます。

この冬は昨年などに比べてインフルエンザ患者が急に増えた時期が1か月くらい前倒しであったという状況もございますので、そうした影響もあるものとは考えております。

○森井委員長

1、2年が一斉に同じ時期にということで、うがいとか手洗いは徹底していただいているのですが、引き続き指導の徹底をよろしくお願いいたします。

何かほかにもございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

では、以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○森井委員長

次に、協議事項(1)平成26年度小平市教育委員会表彰についてを議題といたします。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

協議事項(1)平成26年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。

資料No.10をご覧ください。

小平市教育委員会では、小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったものに対し、年2回表彰式を行っています。

今回の表彰は、小平市立学校に在学する児童・生徒またはこれらの者で構成する団体に対するものでございます。

対象となりますのは、既に教育委員会1月定例会にて協議したものに、今回協議いただくものを含めまして、小平市教育委員会表彰等に関する規程第2条第1号ウに該当する42名、5クラブとなっております。

詳細については、資料をご覧くださいと存じます。

○森井委員長

ありがとうございます。

このことにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います存じますが、「被表彰候補者調書」は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など、概要について何か

ございましたらお願いいたします。

○三町委員

表彰は東京都で優秀な成績を収めた場合ということですが、長野県新体操クラブカップ選手権大会というのは、どういった基準に該当したのでしょうか。開催地が長野で、実際には全国大会みたいなものなのか。そのあたりについて教えてください。

○滝澤教育庶務課長

この大会は主催が長野県の体操協会となっておりますが、あくまで大会規模を審査基準の一つとしておりまして、規模を見ますと、全国から49チームが出場しており、出場チームは、長野県に限定せず、全国から選出されてきているということで、全国規模の大会として審査をいたしました。

○三町委員

わかりました。

○森井委員長

ほかにご覧いませんか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、「被表彰候補者調書」につきましてのご質問・ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては提案どおり了解ということで、ご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

以上で協議事項（1）を終了いたします。

（議案）

○森井委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第61号、平成26年度教育予算の補正の申出について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第61号、平成26年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会3月定例会提出議案の原案として、教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、社会教育費で528万円の増、保健体育費で700万円の減、合計して教育費で172万円を減額いたします。

歳出の増額及び減額の理由でございますが、社会教育費では、文化財看板及び文化財マップ作成による委託料の増と、中央図書館に保管しております仲町図書館資料の搬送業務委託の契約額確定による委託料の減、保健体育費では、小平市民総合体育館総合管理業務委託の契約額確定による減によるものでございます。

なお、ここで増額する文化財看板及び文化財マップ作成につきましては、国の補正予算により創設された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用して実施するもので、急きょ、本年度中の予算化が必要となったものであり、年度内の完了は見込めないことから、繰越明許費を設定いたします。

財源といたしましては、当該交付金は、補助率が10分の10でございますので、市が実施する他の交付対象事業分と合わせた総額のうち830万円が、当該事業に充当されるものでございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。ご質問ございますか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第61号、平成26年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第62号、小平市教育振興基本計画の平成27年度基本的な方向及び主な取組について、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第62号、小平市教育振興基本計画の平成27年度基本的な方向及び主な取組についてを説明いたします。

平成24年度に、平成25年度から平成34年度までの10年間を対象とする小平市教育振興基本計画を策定したことに伴い、同計画に掲げた目標を達成するための、来年度の基本的な方向及び主な取組を定めるものでございます。

なお、平成26年度までは、小平市教育振興基本計画に掲げた全ての事業を教育委員会で実施してまいりましたが、事務の移管により、文化に関すること及びスポーツに関することを、市長部局において実施することとなりましたので、これまでの「小平市教育委員会の基本的な方向及び主な取組」から、「小平市教育振興基本計画の基本的な方向及び主な取組」へと名称を変更し、教育委員会として引き続き、小平市教育振興基本計画に掲げた事業の進捗管理を行ってまいります。

このため、市長部局で実施いたします事業につきましては、事業名の後に、「市長部局」と記載しております。

それでは、お手元の議案に添付しております資料に沿って概要をご説明いたします。

1ページには、計画に掲げた「めざす人間像」と、「計画の基本理念」、3つの「教育の目標」、「施策展開の視点」として、「連携」と「個を生かす」視点、さらに、本計画とあわせて推進する個別計画と「こだいらの小・中連携教育」の視点について示しております。

これらの計画の全体像を2ページ、及び3ページに示しております。

4ページをご覧ください。3つの教育の目標を達成するための15の基本的施策について、新規・継続を含め、来年度の基本的な方向に沿う主な取組として、52事業を掲げております。このうち、特徴的なものを中心に説明いたします。

はじめに1、確かな学力の向上の「学校サポーターの配置の検討」は、計画の重点プロジェクトであり、学校支援体制の整理のため、平成27年度は、特別支援教育に関わる部分を中心に検討してまいります。

次に、「特別支援学級へのタブレット情報端末の導入」では、特別支援教育の児童・生徒の特性に応じた学習支援の充実を図ってまいります。

次に、「中学校放課後学習の実施」では、今年度に開始した2校に加え、新たに中学校2校で、放課後子ども教室事業を実施いたします。

5ページをご覧ください。

「夏休み学習室学習支援者養成講座の実施」では、夏休みに学習室を利用する小学生に対して、学習を支援するための学習支援者を養成する講座を開催いたします。

次に、2、健やかな体の育成でございますが、計画の重点プロジェクトとして掲げております「楽しみながら運動プログラムの開発」では、平成27年度中に、プログラムの開発を行うことを予定しております。

また、「小学校給食調理業務委託の実施」では、平成26年度に引き続き、平成27年度においても新たに2校での実施に向けて、準備を進めてまいります。

6ページをご覧ください。

3、豊かな心の育成でございますが、「いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進」では、関係機関との連携を図りながら、引き続き、いじめ防止の具体的な取組を実施してまいります。

次に、「小平市特別支援教育総合推進計画後期計画の策定」でございますが、平成27年度で前期計画が終了いたしますことから、後期計画を策定するものでございます。

続きまして、7ページ下段、5、共生と地域・社会貢献意識の醸成では、「小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進」におきまして、情報モラルやセキュリティに関する知識が低いと、自分ばかりか、他の人にも迷惑をかけるものであるということを理解させるなど、適切な情報活用能力を養うための指導を行います。

8ページ上段の、6、教員の資質向上では、教育委員会として特に力を入れて取り組む事業として「服務事故再発防止の取組の実施」を行います。服務事故根絶に向けて、教職員一人ひとりが自覚を高めるよう、服務に関する研修を実施するなど、これまで以上に指導を徹底してまいります。

また、「学校における労働安全衛生体制の整備」では、教職員の安全や健康確保のための体制を新たに整備いたします。

10ページ下段から12ページ上段までの、10、教育環境の整備では、「学校大規模改造工事の実施」として、小平第七小学校の大規模改造工事を実施いたします。

次に、「体育館の非構造部材耐震化・自家発電装置の設置」につきましては、平成27年度で小・中学校全校の工事が終了いたします。

また、新規事業として、6事業がございます。

1つ目として、「五小増築・大規模改造工事の実施」では、児童数の増加に伴う教室不足の解消と、大規模改造工事の設計を3年間かけて行います。

2つ目として、「体育館吊り天井・吊り下げ式バスケットゴール改修」では、第六小学校と第一中学校の吊り天井、及び各小・中学校の吊り下げ式のバスケットゴールの改修のための設計を行います。

3つ目として、「緊急地震速報受信機の設置」では、FMラジオからの緊急地震速報を、自動的に校内に一斉放送ができるよう、全校を対象に実施いたします。

4つ目として、「学校施設整備のあり方の検討」は、計画の重点プロジェクトでございますが、

現在、市で進めております、公共施設マネジメントと連携して、検討を行ってまいります。

5つ目として、「通学路防犯カメラの整備」では、小学校の通学路に、1校当たり5台の防犯カメラを設置いたします。

6つ目として、「生活保護基準引き下げに伴う就学援助等の見直し」では、国の生活保護基準引き下げに伴い、影響が生じないように、就学援助費等の取得要件の見直しを行います。

12ページの上段をご覧ください。

11、生涯学習の推進につきましては、「非核平和学習事業」では、本年は戦後70年と小平市非核平和都市宣言10周年に当たることから、これまで行ってきた事業を拡大し、記念行事として実施するもので、原爆写真の展示に加え、現物の被爆資料の展示を行います。また、小・中学生広島平和学習の参加者を5名増員して、15名といたします。

次に、「中央公民館Wi-Fiの整備」では、市民サービスの向上のため、Wi-Fi環境を、中央公民館に整備いたします。

次に、12、図書館の充実では、「なかまちテラス事業の実施」におきまして、なかまちテラスを教育施設だけでなく、地域資源として活用するための事業を展開するとともに、多くの人に来館してもらうことを目指し、案内標識等の設置を行います。

次に、「開館時間拡大の施行」では、平成27年度の1年間、開館時間の延長の施行を行い、その後の利用についての検証を行います。

次に「平櫛田中氏所蔵資料の公開」では、平櫛田中彫刻美術館長から市へ寄贈された資料を、整理・保存するとともに、利用者へ資料の閲覧提供を行います。

次に、「中央図書館Wi-Fiの整備」では、利用者へのサービス向上のため、新仲町公民館に続いて、中央図書館にWi-Fi環境を整備いたします。

次に、「小平市立図書館40周年記念事業の実施」におきましては、小平市立図書館開館40周年を記念して、講演会や展示の実施、記念冊子の発行を行います。

14ページをご覧ください。

13、生涯スポーツの推進では、「スポーツボランティア育成事業の実施」におきまして、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた取組を行います。

次に、14、郷土愛と後継者の育成では、「鈴木遺跡国指定史跡化の推進」におきまして、鈴木遺跡周知のための特別展用の資料として、地層のはぎ取り標本パネルの製作を行います。また、農林中央金庫から寄付受けした研修場の跡地を、平成27年度から2年間かけて、暫定整備を行います。

15ページ中段にございます、15、多様な主体との連携と施設のあり方の検討では、「学校給食センターの建替えに向けた検討」におきまして、平成26年度に実施したPFI導入可能性調査に基づき、学校給食センターの建替えに向けた検討を進めてまいります。

また、「市民総合体育館の指定管理者による管理運営の実施」では、平成26年度中に行った指定管理者の指定に基づき、平成27年度からは、一般社団法人小平市体育協会と東京フットボールクラブ株式会社の共同事業体による管理運営が開始されます。

最後に、市民への周知でございますが、新年度予算の成立後に、市ホームページに掲載する予定でございます。

○森井委員長

では、質疑に移ります。ご質問ございますか。

○三町委員

既に案の段階で見せていただいて、意見も出させていただいているので、大分わかりやすくなってきているという印象を持ちました。

特に、小平の場合は小・中連携教育が、連携をしながら進めていくということもしっかりと表現されており、全ての取組に小・中連携の視点を取り入れていきますということも記載されているということで、大分整理されてきたと思っています。

その中で、まだわかりにくいというか、何をするのがよくわからないところが1点ありますので、教えていただきたいと思います。

7ページ目の共生と地域・社会貢献意識の醸成の中の主な取組の、小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進というところで、まず第1段目に、「小・中学校において、インターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身につけるため、小学校の社会科や中学校の技術科の授業、セーフティ教室などで、情報教育の充実を進めていきます。」と書かれておりますが、これは新規の内容なのでしょうか。当然教科の中で情報教育・情報モラルというのは入っているわけですから、当たり前だと思ってしまう。例えば市独自で何か重点的なカリキュラムを設定して実施するとか、そういうことならばわかりますが、少し厳しい言い方ですが、これでは具体的に何も言われていないのと同じだと感じます。

それから、その下のほうも、「『自分を守り、他の人に迷惑をかけない』情報モラルやセキュリティに関する指導を充実させる」とありますが、これは前段で、例えば来年度ネット利用の調査を行うとか、中学生のネット利用の実態に基づき、というようなことが入ってこない、ここもまた当たり前のような文章だと感じてしまいますので、このところは全て検討し直していただけたらというのが私の意見です。

○高橋教育部理事

前半の内容については、例年バージョンアップをして、よりよいものにしておりますが、これまで全くやっていない内容ではございません。そういう意味では継続なのかもしれませんが、特に新規とした理由は今委員からご指摘いただいたところで、細かいところは現在調整中ですが、新規に予算をつけて、全ての中学生にネットの利用状況のアンケート調査を実施いたします。例えばSNSを使っているかとか、1日にネットをどのくらい使っているかというような実態を、保護者や教員が把握して、また生徒たちもそれを見た上で、その調査結果に基づいて学習会を行うということを新たに予定しています。

今までも子どもたちの様子は大まかな傾向としてはわかっておりましたが、個別の細かい状況というところまでは把握しきれれておりませんでしたので、そうした部分をきちんと調査し、実態に基づいた学習会や、課題を整理し家庭と学校が連携した対応を進めるための情報提供を行うということを考えています。

その部分が新規の内容でございますので、そこをもう少し強調して詳しく書くよう改めさせていただきます。

○三町委員

ここに書かれている、情報活用能力を養いますなどということは、僕はある意味でいらな思っています。頭出しが推進になっているわけですので、こういうことではなく、何をするのかというところを記載していただきたい。

なので、例えば保護者へのより一層の啓発活動を進めるために、調査したデータを知らせるといったトーンにならないと、この枠がよくわからなくなってくると思います。ですから、そういう意味で、せっかくすばらしいことをやられているので、その部分が強調された文章になると思いますので、よろしくをお願いします。

○高槻委員

今の三町委員の発言に関連してですが、これは実態に基づきというよりも、実態を把握した上で、それを解析、分析することによりということではないでしょうか。

そのことと同時にこの事業が、5番の共生と地域・社会貢献意識の醸成の中に入ることなのかという疑問が少しあります。この5番のタイトルだけ聞くと、地元の人と仲よくしてとか、地域との関連というイメージをもちます。

○高橋教育部理事

教育振興基本計画の5番の項目の中で、主な施策として情報教育の推進ということを挙げてございます。そのことと特にここに書かれているような、「自分を守り、他の人に迷惑をかけない」情報モラルやセキュリティに関する指導を行うという項目は直結しておりますので、ここに載せているわけでございます。

○高槻委員

わかりましたが、そういう意味と、要素としては、本人自身にとって問題だということも大きいですね。なので、どこに入れるかといったら、この5番に入れるとしても、周りに迷惑をかけるからというよりは、自分自身にとって非常に危険なこともあるということをお教えるという意味も入れてもらうのがいいかと思ひます。

○高橋教育部理事

言葉が十分ではないかもしれませんが、ここがかぎ括弧をつけてあるように、「自分を守り、他の人に迷惑をかけない」というところで、言葉が長くなってしまいますのでかぎ括弧をつけることで、その点については強調させていただいているところでございます。

○高槻委員

わかりました。

○森井委員長

ほかにございますか。

○高槻委員

2、3ページの体系図の見開きですが、改めて見て、2つあるのですが、まず3ページの上のところに、縦書きで小・中連携教育、それから特別支援教育というのが上の5項目のところに重ね書きで書いてあります。ぱっと見たイメージとしては、この1番から5番の項目からこのことが派生するということですか。

○滝澤教育庶務課長

計画策定の際にもいろいろとご意見をいただいております。

15の基本的施策が書かれておりますが、このうち大体1から6くらいまでが学校教育との関連が非常に強いもので、そこから家庭が入ってきて、生涯学習に移っていくというような並びになっております。ここに記載しております2つの個別計画につきましては、特に学校教育を対象として策定しておりますので、こういう書き方をしております。

○高槻委員

わかりました。ありがとうございました。

○山田委員長職務代理者

同じく3ページのところで、基本的施策が縦に1から15までありますが、13、14、15に関わる文化・スポーツが市長部局に移るにあたって、今後の取組にどのような影響してくるのでしょうか。

○滝澤教育庶務課長

本年4月の組織改正に伴いまして、教育委員会から市長部局へ事務の一部を移管いたします。スポーツと文化に関しましては、これまで直接教育委員会で事務を行っておりましたが、今後は他の部局に移るわけでございます。そのため、年度ごとにつくる計画やこういった審査も含めまして、これまでと同様には行かないかと思っておりますので、連携を密接にしていく必要があります。

ます。

ただし、計画の中でも記載しているところがございますが、計画の推進は、教育内の部局だけで完結するものではないと考えます。これまでも幼稚園・保育園を所管する次世代育成部との連携は当然行ってきたわけがございます。それらと同じように文化・スポーツについても、その点を十分に認識して事務を進めることになるとは思っております。

○山田委員長職務代理者

ありがとうございます。この15の基本的施策のうち一つでも欠けると、めざす人間像というものが崩れてくるというように感じておりますので、今おっしゃっていただいたとおり、より一層の連携をお願いしたいと思っております。

○高槻委員

8ページの教員の資質向上のところ、下半分に点々で囲った四角があります。その中の一番上の継続事業の、サービス事故再発防止の取組の実施というところの、最初の文章ですが、骨組みだけ言うと、「実施するとともに、実施します。」となります。これは日本語としておかしいです。

それから、2行目に、「日常はもちろんのことサービスに関する研修を年3回以上実施します。」とありますが、これもおかしいです。日常はもちろんのこと、年3回以上実施しますというのは、内容は大体わかりますが、やはり日本語としておかしいので再検討をお願いします。

○高橋教育部理事

では、例えば前半の部分は教育委員会においてはという主語をつけて、サービス事故再発防止に向けた、いわゆる職層研修を実施いたしますと。後段は各学校においては日常の指導はもちろんのこと、サービスに関する研修を年3回以上実施しますということではいかがでしょうか。

○高槻委員

問題ありません。

○森井委員長

ほかにございますか。

それでは私から1点。自立心の養成のところの継続事業で、全校一斉引き渡し訓練の実施があります。これは昨年から小学校、及び中学校全校の取組であったかと思いますが、その説明にあるような、「児童・生徒自身の危険回避能力を高めるための実践の1つ」というよりは、私自身の認識としては家庭や地域への啓発という部分が大きいのではないかと思います。逆に、児童・生徒自身の危険回避能力を高めるというのであれば、その下段に載っている学校で行っている緊急地震速報の警報音を使った避難訓練のほうが効果的なのではないかと思います。

全校一斉引き渡し訓練は昨年も実施したわけですから、実施したことの検証や、児童や生徒自

身の危険回避能力を高める実践の1つになるべく取組をさらに深めていくようなことが、少し記載されているほうがいと読んでいて感じました。

全校一斉引き渡しという、保護者の方の負担感がとても大きいので、取組の意味合いをもう少しわかりやすく示すとか、児童・生徒自身の危険回避能力を高めるための一助になるのだというようなことを、明記することはできないのかという感想を持ちました。

○高橋教育部理事

今いただきました意見はごもつともだと思しますので、表題も含めて、後段の部分、特に今年度は緊急地震速報の装置を各学校に配備いたしますので、それらを使って子どもたちが自主的、自立的な避難訓練も含めて、態度を育てられるように、後段を中心に文章を整理してまとめさせていただきますと思います。

○森井委員長

では、ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を省略いたします。それでは、採決を行います。

議案第62号、小平市教育振興基本計画の平成27年度基本的な方向及び主な取組について、ただいま委員から様々なご意見が出ました。それらを考慮の上、よりよい方向に修正等をお願いするというので、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第63号、平成27年度教育予算の申出について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第63号、平成27年度教育予算の申出についてを説明いたします。

本案は、市長が市議会3月定例会に予算案を上程するに当たり、教育予算について市長に申し出るものでございます。

はじめに、平成27年度教育予算の大きな特徴でございますが、文化に関すること、及びスポーツに関することを、教育委員会から市長部局に移管することに伴い、教育委員会が所管しておりました、関連事業の歳入予算、及び歳出予算が減となっております。

それでは、10ページをご覧ください。

10款教育費につきましては、前年度当初予算比10.8%減の、55億9,456万3,000円でございます。

詳細につきましては、有川教育部長から説明させます。

○有川教育部長

それでは、はじめに平成27年度一般会計予算の全般的な特徴につきまして、去る2月6日に開催されました全員協議会において、市議会議員に示した内容に沿って説明申し上げます。

特徴といたしましては、将来にわたり施策展開を支えることができるよう、財政基盤の強化に努めながら、選択と集中によって市の課題に対応し、必要な施策には積極的に取り組むことで、明るい未来を次世代に引き継げるよう、将来に向けて活力を高めていくための事業展開を図る予算として編成されているということでございます。

なお、教育委員会が所管する予算の特徴といたしましては、先ほどの教育長説明にあったとおり、これまで教育委員会が所管してまいりました文化財の保護に関するものを除く文化に関すること、及び学校における体育に関するものを除くスポーツに関するものを市長部局に移管いたしますことから、文化財を除く文化に関する事務として、主に平櫛田中彫刻美術館管理運営事業に関すること、また、学校施設スポーツ開放事業を除く体育課で所管しております事務に関する予算は、本案の対象から除外となっております。

これとは反対に市長部局からの委任事務といたしまして、新たに青少年問題協議会の運営事業が含まれております。

これらの事務の移管に伴いまして、歳出予算科目の10款教育費の中にも文化スポーツ課の事業として、市長部局で執行する予算が含まれるようになりますことから、平成27年度より予算書上の10款教育費の説明ではなく、教育委員会が所管する教育費について説明をさせていただきます。

それでは議案資料に沿って、平成27年度予算について概要を説明申し上げます。2ページをご覧ください。

初めに歳入につきまして、特に大きなものを順にご説明いたします。お聞きいただいた3ページになりますが、上から4つ目、国庫支出金といたしまして、第七小学校大規模改造事業、中段やや上になりますが、中学校防災機能強化事業、下段のほうになりますが、国宝重要文化財等保存整備費補助金などの国の補助金が主なものとなっております。

次に4ページをご覧ください。東京都支出金でございます。

中段のやや下、東京都放課後子ども教室推進事業費補助金、同じページの下から3つ目、都給与事務費、5ページの上から2つ目、スポーツ教育推進関連事業などにかかる東京都の補助金及び委託金が主なものとなっております。

次に6ページをお開きください。市債でございます。

下から5つ目、小学校防災機能強化、下から3つ目、小学校防火シャッター改修、7ページになりますが、上から2つ目、第七小学校大規模改造、3つ目、第一小学校屋上防水、その少し下になりますが、中学校防火シャッター改修、中学校防災機能強化、第六中学校体育館改修などがございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。10ページをお開きください。

平成27年度当初予算につきましては、ただいま教育長より提案説明を申し上げたとおり、教育委員会が所管する教育費の総額は、55億9,456万3,000円で、一般会計全体の9.3%を占めております。

教育委員会が所管する教育費の歳出予算につきましては、前年度の当初予算の62億7,081万3,000円に比べ、6億7,625万円の減、10.8%の減となっております。なお、市長部局で執行いたします予算を含めました10款教育費の総額は60億6,665万8,000円で、前年度の当初予算との比較では、2億415万5,000円、3.3%の減となっております。教育費全体の減額理由の主なものといたしましては、仲町公民館・仲町図書館の整備費が減となったことによるものと捉えております。

11ページから、教育部の各課分について、事業別にお示ししております。

なお、14ページにございます文化スポーツ課でございますが、学校施設のスポーツ開放に関すること、また文化財に関することは市長部局が補助執行いたしますが、引き続き教育委員会が所管する事務となりますことから、掲載しております。

平成27年度の教育委員会の主な事業につきましては、先ほどの議案第62号小平市教育振興基本計画の平成27年度基本的な方向及び主な取組でお示したとおりでございます。繰り返しのとなりますことから、改めての説明は割愛をさせていただきます。

○森井委員長

では、質疑に移ります。ご質問ございませんか。

○山田委員長職務代理者

1点質問、1点意見でございます。12ページの中段やや上に、通学路防犯設備整備事業、こちら先ほどのお話にもあったものですが、899万5,000円、約900万の予算がついております。平成27年度は5校に設置するということですが、5,000円単位でかなり細かく出ているということは、既に設置箇所は決定しているのでしょうか。また、設置に当たっては、今後近隣住民とのすり合わせ等も進めていかなければいけないと思いますが、その辺はどうなっ

いるでしょうか。

以前、この防犯カメラの値段の差についてご質問させていただきました。屋内と屋外、またはケーブルを引っ張ってくる長さ等に応じて、10万円以内のものから90万円程のものまであるということでしたが、それについては既に見積もりを徴収済みなのかという点について質問させていただきます。

○坂本学務課長

ご質問いただきました3つの点についてですが、まず1点目の設置箇所については、事業の予算が決まった後に具体的な選定を行ってまいります。1校について5か所というのが、補助金の対象となる最大箇所数でございます。

次に、住民とのすり合わせについてですが、学校、保護者、それから例えば自治会等の住民に対して説明会等を開きまして、十分な合意形成を図った上で事業を行っていく考えでございます。

最後に、防犯カメラの見積りということですが、今見積もっているところでは、電柱に設置するような形のものを考えてございます。設置する場所に適当な電柱がないであるとか、種々の理由によりその電柱に設置できないというような場合には、例えば市の施設の壁面に付けられる機種にするなど、状況によって考えていかなければならないと思っております。

○山田委員長職務代理者

ありがとうございます。予算が通ってからさらに詰めていくということで認識しました。ありがとうございます。

もう1点は、実は先般教育長と立ち話をする中で、三中、六中という全国区レベルの吹奏楽部が市内に2校もあるということで、ぜひプラスの町、音楽の町にしたいということを思いました。

このことは、小平市としてもっと大々的にアピールしてもいいと思っておりますが、これまであまりされてきていないというところで、今後、小平市の吹奏楽をアピールするイベント等を、市を挙げて、または教育委員会が主催なのか、もしくはルネこだいらのほうに主催を持っていくのかというのは、もちろん全くわからないところですが、何かしらの方法でより大々的にアピールをしていくべきだと思っております。

この話は全く未定のもので、このタイミングで来年度の予算につくものではないとは思いますが、再来年度に向けたアイデアということでよろしいでしょうか。

○関口教育長

多くの吹奏楽団体が参加して、小平市の吹奏楽をアピールしようとすると、やはり場所が必要です。そうすると、ルネこだいらという絶好の場所がありますので、できたら市教委単独というよりも、小平市文化振興財団と連携するということが有効だろうと考えられます。来年度に向けて検討はしていきたいと考えております。

○山田委員長職務代理者

ぜひお願いいたします。

○高槻委員

これは今のこの議題とは離れていると思いますが、すごくいいアイデアだし、教育委員会としての事業のアイデアの提案ということでは、具体的にそういうことはいつごろ提案して、どうすればいいのでしょうか。

○有川教育部長

今回の議案については目の前に迫った平成27年度の予算についてのご審議をいただいているわけですが、今話にも出ましたように、部活動ばかりではなくて、青少年吹奏楽団の活動もありますし、また文化振興財団のほうでも、そういう動きがあるということでございますので、やはり教育委員会だけという話ではもったいないかという気もいたします。

そういうことからしますと、やはりいきなり予算をつけてというよりは、関係者と綿密に調整をしていきませんか、実現できないと思いますので、ご提案を踏まえまして、まずはそこから進めていければと思います。

○森井委員長

では、ほかにこの教育予算の申出についてというところでご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第63号、平成27年度教育予算の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第64号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定の申出についてから、議案第66号小平市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定の申出についてまで、以上3件については関連する内容でございますので、一括して取り扱います。

関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第64号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定の申出について、議案第65号、小平市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の申出について、及び議案第66号、小平市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定の申出については、関連する議案のため一括して説明いたします。

はじめに、このたびの条例の整備は、国における教育委員会制度の見直しのための法律改正によるものでございます。

教育委員会制度の見直しは、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的に行われ、改正法が本年4月1日から施行されます。

本案はこの法改正を受け、関係規定の改正を行うための条例及び、教育長の服務について定める条例の制定を、市長に申し出るものでございます。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長から説明させます。

○滝澤教育庶務課長

それでは、条例改正の内容につきましてご説明いたします。

改正法により教育長は非常勤特別職である教育委員としての身分がなくなり、これまでの一般職から常勤の特別職になります。これに伴い改正法に新たに教育長の職務専念義務が規定されました。また教育委員会においては、委員長の職がなくなります。本案はこれらの改正を受け、関係条例の整理等を行うものでございます。

はじめに、議案第64号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）についてご説明いたします。

この条例は4つの条例の一括改正条例でございます。教育委員会の構成及び教育長の身分の変更に伴い、小平市職員定数条例、小平市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、小平市特別職報酬等審議会条例、及び小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定を変更いたします。

次に、議案第65号の小平市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(案)は、改正法により地方公務員法と同等の内容で、教育長の職務専念義務が規定されたため、この免除規定を定めるものでございます。内容につきましては、職員の例によるとし、既にある職員の規定を引用しております。

最後に、議案第66号の小平市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(案)は、教育長の職務専念義務が規定されたことから、具体的な勤務時間、休日、及び休暇等を規定するもので、やはり既にある職員の規定を引用しております。

条例の施行期日は、いずれも本年4月1日でございます。

内容は新教育長を規定するものとなりますことから、附則により現教育長の教育委員としての任期中は適用しない旨、規定しております。

○森井委員長

では、質疑に移ります。質疑は、3件を一括して行います。

○三町委員

教えていただきたいのですが、小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表で、旧4条の教育委員で教育長に任命されたものに支給する報酬及び費用弁償については条例の定めるところによるという規定は、なくなるという意味なのでしょうか。

また、旧で委員長の報酬額が書かれておりますが、新ではなくなっております。施行が4月1日ということでしたので、委員長の月額が消えるのはどうなのかという疑問もあったものですから、教えてください。

○滝澤教育庶務課長

旧4条は削除になりましたので、下から繰り上がるということでございます。

表の中の委員長の報酬額についてですが、今回の法改正によりまして、現在の教育長の委員の任期が満了しますと、新たな法律が施行され、新たな制度に基づいて、教育長を任命することになります。

同時に、委員長についてはその時点でその職は廃止となります。その関係で、表の中から、委員長の報酬の規定がなくなり、その下の委員の報酬のみということになります。

現制度での教育長が就任中はこれらの規定は適用しない旨を附則の中で定めており、新たな教育長になった時点でこの条文を適用するということになります。

○三町委員

そういう附則がつくということですね。

わかりました。

○森井委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論は3件を一括して行います。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第64号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第65号、小平市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第66号、小平市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩したいと存じます。4時10分まで休憩いたします。

午後3時52分 休憩